

# 都城市立夏尾中学校

## 部活動に係る活動方針

都城市立夏尾中学校  
令和 6 年 4 月

## 1 夏尾中学校の部活動の方針

都城市立夏尾中学校の部活動の在り方に関する方針（以下「部活動の方針」）は、都城市部活動の在り方を踏まえ、本校の部活動を対象とし、生徒にとって望ましい環境を構築するとともに教員の負担軽減を図るという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- (1) 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、運動部活動においては、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができることを目指す。－
- (2) 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。
- (3) 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築する。

## 2 活動の推進のために

- (1) 校長及び部顧問は、部活動の実施に当たり、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

\* 「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年文部科学省）

- (2) 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- (3) 部顧問は、中央競技団体等が作成する「運動部（文化部）活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引」を活用して、ア～ウに基づく指導を行う。
- (4) 部顧問は、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

## 3 適切な休養日等の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

### (1) 学期中の休養日の設定

- ア 日曜日を原則として休養日とする。ただし、大会がある場合には、振替日を設定する。
- イ 1週間の平日は、原則水曜日を休養日とする。
- ウ 第3日曜日は「家庭の日」の主旨を踏まえ、原則として部活動を実施しないこととする。ただし、家庭の日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

## (2) 1日の活動時間

- ア 長くとも平日は2時間程度とする。学校の休養日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、準備・片付け等を加えても、半日を越えないこととする。平日・休養日ともに、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- イ 本校の部活動の活動計画、それに伴う休養日、活動時間等については、生徒・保護者、学校運営協議会委員に文書を配付して公表する。また、それらを学校のホームページに掲載し公表する。
- ウ 活動の際は、熱中症事故の防止の観点から、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、万全の安全対策を講じる。
- エ 学校単位で参加する大会等について、校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

## (3) 長期休業中の休養日の設定

学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。なお、学校閉学日は原則として休養日とする。

## 4 部活動の方針策定について

- (1) 校長は、市の方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
- (2) 部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）を作成する。
- (3) 校長は、上記(2)の活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- (4) 校長は、活動方針及び活動計画等について、教職員評価制度のフィードバックや学校評価、学校運営協議会等において、年度末に評価を実施する。

5 部活動 バドミントン部 顧問 小迎 大悟 副顧問 大山 勝也  
濱田 京